令和7年第4回加賀市農業委員会定例総会

令和7年4月25日（金）

開会（午後１時23分）	
事務局（東出）	これより令和７年 第４回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 13 名の出席をいただいており、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては 13 名のうち 11 名の出席をいただいております。 また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17 日に前野委員、谷口委員、事務局職員２名の計４名で行いましたことをご報告いたします。 それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。
議長挨拶	
議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。（あいさつ等） それでは、令和７年第４回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	初めに議事録署名員の指名をいたします。 ３番 幸前委員、１４番 杉森委員を指名します。
議案第 15 号　農地法第３条の規定による許可申請について	
議長（中村会長） 事務局（西出）	それでは議案の審議を行います。議案 第 15 号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。 議案第 15 号 [redacted] ほか４名か

	ら農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は６件です。 　整理番号１番、　　の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は譲受人の自宅前にあり、現在譲受人が畑として耕作している農地に隣接している２筆です。今回譲渡人から農地を譲渡したい要望があり、譲受人が売買で取得拡大し野菜を耕作していくものです。 　整理番号２番、　　の譲受人が近隣の農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、譲受人が農地を管理しています。譲渡人から農地を譲渡したい要望がありましたが、該当の農地は資材置場の状態で耕作放棄地となっていました。耕作できる状態に戻すため、土の入れ替えや草刈り等を行い、現状復旧しております。農地を維持管理するために譲受人が売買で取得し、取得後は蕎麦やサツマイモを耕作していく予定です。 　整理番号３番、　　の譲受人が自宅敷地横の農地を取得するものです。今回、５条で申請が出ている駐車場建設と合わせ、３条で農地を取得します。該当農地は、現在譲受人が家庭菜園として耕作している状態で、農地取得後も継続して家庭菜園を行う予定です。 　整理番号４番、　　の譲受人が実家敷地横の農地を取得するものです。譲受人の実家は　　にあり、現在実家の管理と畑を耕作するため　　に通っております。譲渡人は現在農地の管理をしておらず、譲受人が草刈り等の管理をしている状態です。今回、譲渡人より農地を譲渡したい要望があり、売買で農地を取得するものです。該当農地は譲受人の畑と隣接しているため、畑を拡大し耕作していく予定です。 　整理番号５番と６番は、耕作者が同じため一緒に説明し

	ます。　　の譲受人が農地を取得するものです。整理番号５番、６番の農地はそれぞれ譲受人が経営している畑と隣接しており、作業効率の向上と経営規模拡大のため、今回譲受人より農地を譲渡してほしい要望があり、譲渡人が売買で譲渡するものです。 　以上、これら案件は資料２の調査書の通り、農地法第３条第２項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第 16 号　農地法第５条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案第 16 号 農地法第５条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、前野委員から報告をお願いします。
前野委員	それでは、報告します。 　整理番号１番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。 　２番は既に砂利の駐車場となっておりました。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は道路側溝に流しております。申請者からは始末書が提出されております。 　３番の転用目的は物置及び駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し雨水と共

	に道路側溝に流す計画です。 　４番の転用目的は工場敷地建設です。　　で、県道と　　の間の広大な農地です。　　の雨水等は、　　に造られる３か所の調整池に集められ県道に沿って流れている排水路に流す計画となっているため、周辺の農地に悪影響は出ないものと認めました。生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。 　以上４件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長） 事務局（中田局長）	それでは、事務局から説明してください。 　説明します。 　１番は　　にあり、畑、面積 572 ㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を義理の父から使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第３種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 　２番は　　にあり、田、面積 57 ㎡、転用目的は自己住宅の駐車場です。本案件は、令和２年頃に譲渡人が畑に砂利を入れて駐車場とした経緯があり、始末書が提出されております。譲受人は自己住宅横の申請地を親戚から購入して、このままの状態で駐車場として利用するものであります。申請地は第一種住居地域にあるため第３種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 　３番　　は　　にあり、田、面積 195 ㎡、転用目的は物置及び駐車場建設です。譲受人は現在の物置が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して物置及び駐車場を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第３種農地と判断され、原則許可に該当するもの

	と考えます。 　４番は　　にあり、地目は田、29 筆併せて面積は 83,569 ㎡、転用目的は工場敷地です。今回の　　ですが、約５年前に整備した　　が完売したことから新たに　　の拡張が必要となり、第一工区約 9ha を造成するものです。申請地は昨年度、農振除外が許可された箇所であり、農地区分は第１種農地と判断されますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であるため許可相当に該当するものと考えます。 　説明は以上です。 　只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
議長（中村会長）	（意見、質問なし）
	なければ、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案第 13 号 農地法第５条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
	全会一致により、適切と認めます。
議長（中村会長）	
議案第 17 号　非農地証明願について	
議長（中村会長）	次に、議案 第 14 号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、前野委員から報告をお願いします。
前野委員	それでは、報告します。 　整理番号１から５番ですが、現況が一部森林化していました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	説明します。 　整理番号１番から５番は　　にあり、田、５筆、

	面積 1,852 ㎡です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は一部森林化しておりました。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
山崎職務代理	会長と私も現地確認をしましたが、整理番号１番５番は４条許可が出ており、植林はしていないようですが 30 ㎝程の太さの木が生えていました。しかし、２・３・４番は小さい木が生えている程度で、伐採・伐根して使用できると判断しました。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。なければ１番５番と２番３番４番に分けて採決したいと思います。 議案 第 14 号 非農地証明願について、１番５番は適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。 ２番３番４番は適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手なし）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めません。
報告 第７号　農地賃借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告第７号 農地貸借の合意解約について事務局から説明してください。
事務局（中島）	加賀市　　より農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は１件、地目が田２筆、合計 6,008㎡の届け出です。この件は利用権設定 10 年間の契約ですが、この度、加賀市が

	による農地の転用申請を行うにあたり、合意解約書が提出されたものです。 　以上、この件についての解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、終わります。
報告 第８号　農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第８号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員３名からの報告）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料３）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和７年 第４回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後３時５分）	